

議案第 26 号

勝山市消防団の設置等に関する条例の一部改正について

勝山市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

消防組織法第 18 条との整合性を図る必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

勝山市消防団の設置等に関する条例(昭和41年勝山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後						
(消防団の設置、名称及び区域) 第2条 <u>法第9条第3号の規定に基づき、</u>消防団を設置する。その名称は勝山市消防団と称する。 第3条 勝山市消防団<u>(以下「消防団」という。)</u>の管轄区域は、勝山市一円とする。 <u>第4条 消防団に分団を置く。</u> <u>2 分団の名称及び区域は、別表のとおりとする。</u> (新設) <u>別表(第4条関係)</u> <table><tr><th>名称</th><th>区域</th></tr><tr><td><u>特設分団</u></td><td><u>勝山市一円</u></td></tr><tr><td><u>第1分団</u></td><td><u>旧勝山町一円</u></td></tr></table>	名称	区域	<u>特設分団</u>	<u>勝山市一円</u>	<u>第1分団</u>	<u>旧勝山町一円</u>	(消防団の設置、名称及び区域) 第2条 <u>本市に</u>消防団を設置する。その名称は勝山市消防団と称する。 第3条 勝山市消防団の管轄区域は、勝山市一円とする。 (削る) <u>(委任)</u> <u>第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (削る)
名称	区域						
<u>特設分団</u>	<u>勝山市一円</u>						
<u>第1分団</u>	<u>旧勝山町一円</u>						

第2分団	〃
第3分団	〃
第4分団	平泉寺町一円
第5分団	北谷町一円
第6分団	村岡町一円
第7分団	野向町一円
第8分団	荒土町一円
第9分団	北郷町一円
第10分団	鹿谷町一円
第11分団	遅羽町一円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。